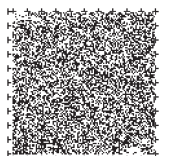
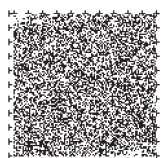


第4章

中野区成年後見制度利用促進計画







1 計画改定の背景・目的

成年後見制度は、認知症、知的障害、その他精神上的障害などのため判断能力が十分でなくても、本人の意思決定を尊重しながらその判断能力を補う援助者がいることにより、安心して生活をするための重要な手段として、従来の禁治産制度に代わり平成12年(2000年)につくられました。

中野区では、平成20年(2008年)10月に中野区成年後見支援センター(運営は中野区社会福祉協議会に委託)を開設し、成年後見制度の利用相談や後見人等になった人の支援、制度の普及啓発などを行ってきました。

しかし、制度が必要な人に十分利用されているとは言い難い状況から、国は平成28年(2016年)5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、この法律に基づき平成29年(2017年)3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

それに基づき中野区では、成年後見制度を中心とした権利擁護支援を総合的かつ計画的に推進していくため、令和3年(2021年)10月に「中野区成年後見制度利用促進計画」(以下「計画」といいます。)を策定しました。

令和4年(2022年)4月には中野区成年後見支援センターと中野区による成年後見制度利用促進に係る中核機関を設置し、また、専門職及び関係団体等で成年後見制度の地域課題について情報共有や協議を行う中野区成年後見制度連携推進協議会を設置するなど、計画に沿って権利擁護支援の体制を整え様々な施策に取り組んできました。

ひとり暮らしの高齢者や権利擁護支援以外にも複雑な課題を抱えている世帯がさらに増加する中、令和4年(2022年)3月には国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されたことも踏まえ、計画の進捗状況等から見えてきた課題に対して、さらに強化して取り組むべき事項を加えるなど、計画を改定することといたしました。



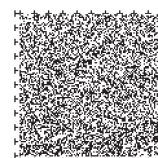
2 成年後見制度とは

(1) 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、ひとりで決めることが心配な方々は、財産管理(不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など)や身上保護(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など)などの法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このような、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、本人の意思を

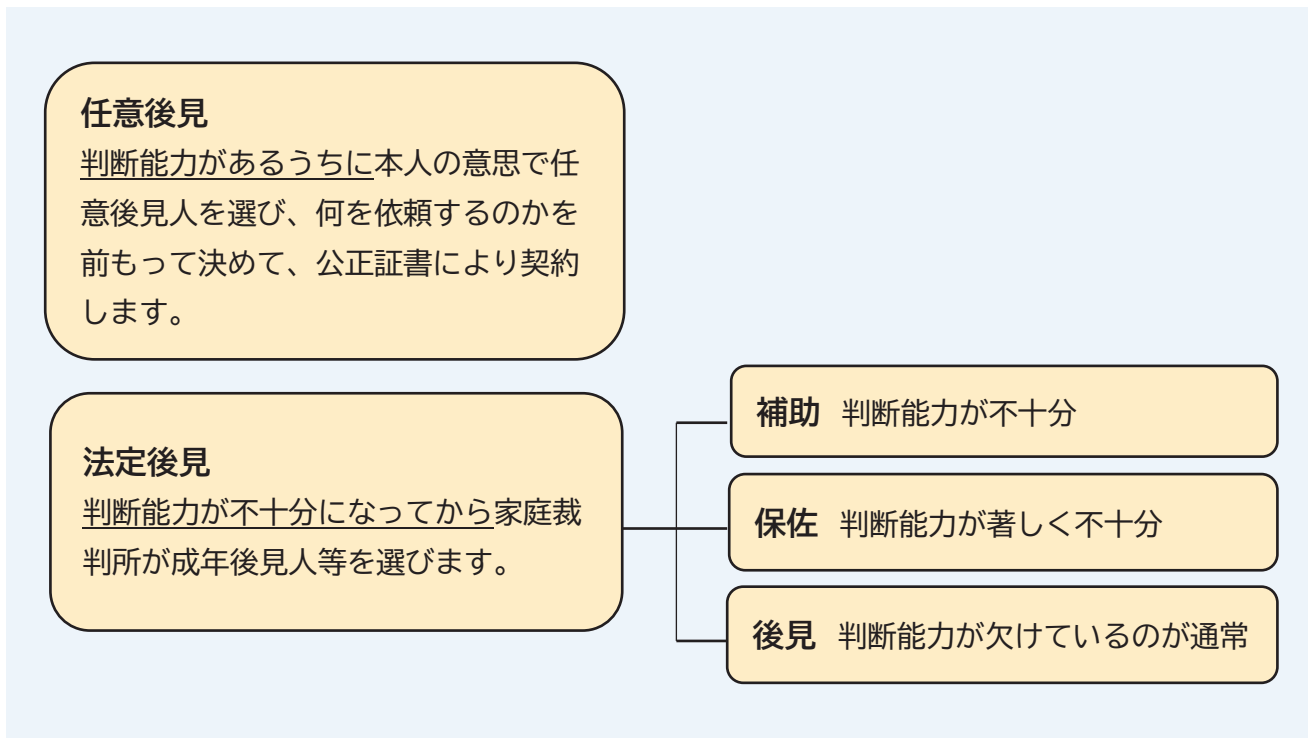


尊重した支援（意思決定支援）を行い、安心して暮らせるように地域全体で支えていく。それが成年後見制度です。

（２）成年後見制度の種類

成年後見制度には、判断能力が十分あるうちに本人が任意後見人を決める「任意後見制度」と判断能力が不十分になってから成年後見人等が選ばれる「法定後見制度」があります。また、法定後見制度には本人の判断能力に応じて３種類の類型があります。

成年後見制度の種類



（３）任意後見契約をしている本人の判断能力が低下した場合は

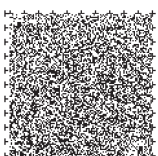
本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者等が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行います。家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

（４）法定後見の補助、保佐、後見の申立てをできる人は

本人、配偶者、四親等内の親族などです。その他、親族等に申立てを行うことができる人がいない場合などには、区市町村長が申し立てることができます。

（５）成年後見人等に選ばれるのは

成年後見人等には、親族が選任される場合もありますが、財産管理など複雑な事情



がある場合や担う親族がいない場合には、専門的な知識を持っている弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が選任されることもあります。そうした候補者の中から本人にとって最も適任だと思われる人を家庭裁判所が選任します。

また、社会貢献意欲が高い方で、区市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識を得た市民後見人(社会貢献型後見人)が選ばれることもあります。



目標

区民一人ひとりの意思決定が尊重され
安心して自分らしく歩める地域共生社会

私たちが自分らしく生活するためには、自らの意思決定が大切であり、判断能力が十分でなくなったとしても、周囲の関係者が本人の意思決定を尊重し、本人の意思に沿った支援を行うことが重要です。

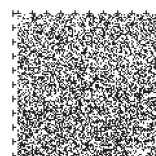
そのためにも区は、区民の権利擁護を支援する体制を整備し、関係機関、関係団体等と連携し本計画を進めることで、区民一人ひとりの意思決定が尊重され権利侵害を回復して、安心して自分らしく歩める地域共生社会を目指します。

基本政策 目標を達成するための基本施策として以下の3つを掲げます。

本人の尊厳と意思決定を尊重し、本人にとってメリットを感じられるような制度運用

地域の関係者及び専門職が連携して権利擁護に取り組むネットワークの強化

制度の正しい理解促進のための、より一層の広報・啓発の推進





施策体系

《基本施策》

本人の尊厳と意思決定を尊重し、本人にとってメリットを感じられるような制度運用

<施策1>

発見・相談体制の充実と意思決定支援の推進

》 》 》 》 》 》

<施策2>

本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施

》 》 》 》 》 》

《基本施策》

地域の関係者及び専門職が連携して権利擁護に取り組むネットワークの強化

<施策3>

権利擁護に取り組むネットワークの強化

》 》 》 》 》 》

<施策4>

後見人等支援の充実

》 》 》 》 》 》

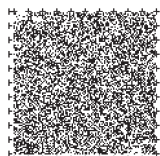
《基本施策》

制度の正しい理解促進のための、より一層の広報・啓発の推進

<施策5>

成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進

》 》 》 》 》 》



主 な 取 組

- 〇支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携

〇認知症サポーター等との連携

〇区民にとってわかりやすい成年後見制度の相談窓口の周知と中核機関との情報共有

〇本人の意思決定を大切にする相談体制の充実

〇意思決定支援に係る各種ガイドラインを活用した支援の推進

〇多機関が参加する事例勉強会の実施
- 〇専門職連携による成年後見等支援検討会議の実施

〇専門職連携による申立書の作成支援

〇申立経費助成

〇区長申立ての実施と円滑な実施体制の整備

〇地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等からの移行調整

〇後見人等候補者の事前面談の実施
- 〇権利擁護を推進する地域連携ネットワークの強化

〇後見人を含めたチームの編成支援

〇支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携【再掲】

〇認知症サポーター等との連携【再掲】

〇多機関が参加する事例勉強会の実施【再掲】
- 〇親族後見人・市民後見人（社会貢献型後見人）向け学習会等の実施

〇後見人、支援者等からの相談対応と支援

〇後見人等報酬助成

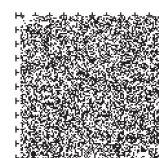
〇市民後見人（社会貢献型後見人）の育成・活用

〇法人後見実施団体に対する支援
- 〇成年後見制度・権利擁護支援の普及啓発

〇知的障害者、精神障害者の家族に対する普及啓発

〇支援者、専門職及び職員等を対象とした研修会の実施

〇「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」等を活用した医療機関、福祉及び介護関係者との共通理解・連携促進



施策１ 発見・相談体制の充実と意思決定支援の推進

現状と課題

○中野区は一人暮らしの高齢者の割合が高く、認知症等で判断能力が不十分になってきても相談をしたり変化に気付く親族等がいない高齢者が多いと考えられます。また 80 代の親が 50 代の子どもを経済的に支え、地域社会から孤立しがちになるいわゆる「8050 問題」などの課題もあり、日常生活で関わりを持つ周りの人が異変に気付いて相談をするなど、発見から支援へのつながりが早い段階で適切に行われることが重要です。また、必要な時に相談がしやすいよう、相談窓口を分かりやすく周知することが大切です。

○成年後見制度の利用や権利擁護支援は、本人の望む生活が実現できるような支援であることが重要です。認知症や障害などのため判断能力や意思表示をする力が十分ではなくても、日常生活や社会生活等において本人の意思が適切に反映された生活が送れるよう、様々な場面で適切な意思決定支援を行う必要があります。

成果指標

（１）新規相談件数

（設定理由：成年後見制度等の利用の検討をしている人数を表すため。）

現 状 値
(令和４年度)

406 件

目指す方向



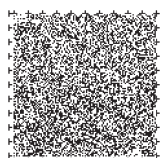
（２）上記新規相談件数のうち関係機関からの相談件数の割合

（設定理由：関係機関の発見・つながりの連携力を表すため。）

現 状 値
(令和４年度)

36%

目指す方向



目指すべき状態

権利擁護の支援が必要な人が早期に発見され、速やかに必要な支援に結びつき、本人の意思決定を尊重した権利擁護が図られています。

主な取組

支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携

福祉推進課、障害福祉課
地域活動推進課
成年後見支援センター

区民と接する中で支援が必要な人の様子に気付いた金融機関、医療機関、郵便局、商店街、民生委員、知的障害者相談員、中野区消費生活センター、高齢者等の見守りに関する協定締結事業者などによる、相談窓口へのつなぎやゆるやかな見守りなどを推進します。

認知症サポーター等との連携

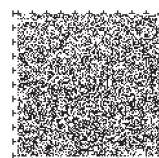
福祉推進課
地域包括ケア推進課
成年後見支援センター

支援が必要な人の発見や見守りなどの地域連携を図るため、例えば認知症サポーター養成講座の機会を活用し権利擁護支援の理解を深めるなど、認知症サポーター、近隣住民、民生委員等と成年後見支援センター、区との連携を図ります。

区民にとってわかりやすい成年後見制度の相談窓口の周知と中核機関との情報共有

福祉推進課、障害福祉課
すこやか福祉センター
成年後見支援センター

- (1) 成年後見制度や権利擁護支援の窓口を区民や関係機関にわかりやすく周知することにより、どの窓口で受け付けた相談でも適切な部署に確実につなげられるようにします。
- (2) 成年後見等支援検討会議で検討したケースの情報は、個人情報の保護を適正に行いながら中核機関と共有し、権利擁護支援の進行管理を適切に実施します。



本人の意思決定を大切にする相談体制の充実

福祉推進課、障害福祉課
すこやか福祉センター
成年後見支援センター

本人の意思決定を尊重するため、本人に対しての制度説明や案内等を丁寧に行うとともに、本人の意思又は本人をよく知る親族や支援関係者等の協力も得ながら推定した本人の意思を確認し、それを尊重して、支援の必要性や支援内容を検討します。

意思決定支援に係る各種ガイドラインを活用した支援の推進

福祉推進課、障害福祉課
すこやか福祉センター
成年後見支援センター

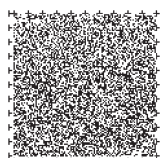
認知症や障害のため判断能力が十分ではない方で上手く意思表示ができない場合でも、本人の能力を活かした意思決定の支援*をするため、東京都が実施する研修に積極的に参加したり、意思決定支援に係る各種ガイドライン※を活用した学習会を実施するなど、意思決定支援・身上保護を円滑に行う支援を推進します。

（※認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン、身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン）

多機関が参加する事例勉強会の実施

福祉推進課
成年後見支援センター

関係機関や関係団体相互の連携を強化するとともに、支援の実践力を高めるため、多機関が参加する事例勉強会を行います。



施策2 本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施

現状と課題

○権利擁護支援を検討するケースは、複雑な問題が絡んでいることや法的な課題があることも多く、本人の意向も踏まえた適切な支援方針を検討するために、専門職と連携を図っていく必要があります。

○成年後見制度の利用は手続きが難しい、制度がわかりにくいとためらう人も多いため、利用しやすくなるような支援が必要です。

○身寄りがない方や親族がいても高齢のため手続きができないなど、成年後見制度の申立人になる親族がいない場合も多いため、区長が申立人となる区長申立て*をより迅速かつ円滑に行う体制を整えることが重要です。

成果指標

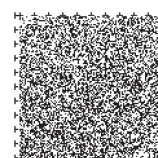
成年後見制度が必要と思われるが使っていない人を「いない」と答えたケアマネジャー*の割合

（設定理由：成年後見制度を必要とする人が利用できていると推測できるため。）

現 状 値
(令和4年度)

35.5%

目指す方向



目指すべき状態

成年後見制度を利用する際の申立て手続が支援により円滑に行われ、本人の意向や状況を踏まえた適切な後見人等候補者が選任されています。

主な取組

専門職連携による成年後見等支援検討会議の実施

福祉推進課
成年後見支援センター

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職、中野区成年後見支援センター職員、区職員、本人の関係者等が、本人の状況や意思を踏まえて、専門的・多角的に権利擁護の支援方針の検討や適切な後見人等候補者の調整を行う会議を実施します。

専門職連携による申立書の作成支援

福祉推進課
成年後見支援センター

成年後見制度の申立書を作成することが難しい方に申立書の作成を支援するため、弁護士、司法書士の専門職と連携しながら本人又は親族申立ての手続が行いやすい環境を整備します。

申立経費助成

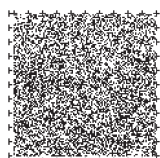
福祉推進課
成年後見支援センター

「成年後見制度申立経費助成」を広く周知し、経済的な困難で申立てをすることができないことのないよう、円滑で利用しやすい制度運営を目指します。

区長申立ての実施と円滑な実施体制の整備

福祉推進課、障害福祉課
すこやか福祉センター

- (1) 認知症・精神障害・知的障害などによって現在、判断能力が十分でない方の権利を守る援助者を選ぶことで、本人が法律行為を行うことを支援する必要があるものの本人又は親族による申立てが見込めない場合、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、区長申立てを実施します。



- (2) 区長申立てについての各部署の役割分担を明確にするとともに、マニュアルを常に最新の状態に更新するなど、実施体制についても整備します。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等からの移行調整

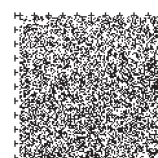
福祉推進課、障害福祉課
すこやか福祉センター
成年後見支援センター

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等の利用者のうち、認知症や障害等で判断能力が低下してきた方に対し、本人の状況を見極め、成年後見制度の利用を含めた適切な支援への移行がなされるよう調整します。

後見人等候補者の事前面談の実施

福祉推進課、障害福祉課
すこやか福祉センター
成年後見支援センター

成年後見制度の利用が円滑に進むよう、本人と後見人等候補者が、申立て前に面談して相性等を確認します。



施策3 権利擁護に取り組むネットワークの強化

現状と課題

○区民が安心して自らの望む暮らしを続けるためには、支援が必要な人の発見、支援へのつながり、適切な支援の検討など、関係機関、関係団体、専門職、事業所、地域の関係者の連携が図られていることが重要です。こうした地域において権利擁護を推進するために関係者が連携するネットワークを強化する必要があります。

○本人が地域の中で安心して暮らすために、日頃から接する機会の多い身近な地域の関係者からゆるやかに見守られ、必要なときには関係機関等へ円滑につながる必要があります。

成果指標

チーム編成を支援した割合

（設定理由：本人の見守り、支援を行う重要な要素であるため。）

現 状 値
（令和4年度）

100%

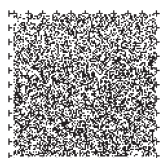
目指す方向



目指すべき状態

○中核機関を中心に関係機関、関係団体、専門職、事業所等が連携・協力しながら権利擁護支援に取り組んでいます。

○本人が適切な権利擁護支援を受けながら、地域のゆるやかな見守りの中で、安心して暮らすことができます。



主な取組

権利擁護を推進する地域連携ネットワークの強化

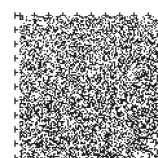
福祉推進課、障害福祉課
地域包括ケア推進課
すこやか福祉センター
成年後見支援センター

- (1) 権利擁護支援の必要な人を発見し適切な支援につなげ、意思決定を尊重し身上保護を重視した支援を行っていくため、関係機関、関係団体、専門職、事業所、地域の関係者などによる協力・連携を進めます。
- (2) 中核機関は、地域連携ネットワークが円滑に機能するためのコーディネートや個々のケースの支援の進行管理等を行います。
- (3) 関係機関・団体、専門職、事業所の委員からなる成年後見制度連携推進協議会を定期的に開催し、成年後見制度の利用促進にかかる地域課題や相互の連携について、協議します。
- (4) 地域包括ケアの推進を目指し、区、区民、関係機関、関係団体が連携する地域ケア会議を開催し、権利擁護を含めた地域の課題について話し合い、解決に向けた行動につなげていくとともに、複雑化・複合化した個別課題については、地域ケア個別会議を開催して、解決策を検討します。

後見人を含めたチームの編成支援

成年後見支援センター

成年後見人等選任後の本人、成年後見人等、支援者、親族等がチームとなって見守りや支援を継続していくため、互いのチームとしての認識、情報共有や連携について確認する機会を設けます。



支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携【再掲】

福祉推進課、障害福祉課
地域活動推進課
成年後見支援センター

区民と接する中で支援が必要な人の様子に気付いた金融機関、医療機関、郵便局、商店街、民生委員、知的障害者相談員、中野区消費生活センター、高齢者等の見守りに関する協定締結事業者などによる、相談窓口へのつなぎやゆるやかな見守りなどを推進します。

認知症サポーター等との連携【再掲】

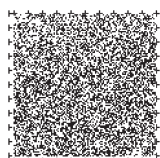
福祉推進課
地域包括ケア推進課
成年後見支援センター

支援が必要な人の発見や見守りなどの地域連携を図るため、例えば認知症サポーター養成講座の機会を活用し権利擁護支援の理解を深めるなど、認知症サポーター、近隣住民、民生委員等と成年後見支援センター、区との連携を図ります。

多機関が参加する事例勉強会の実施【再掲】

福祉推進課
成年後見支援センター

関係機関や関係団体相互の連携を強化するとともに、支援の実践力を高めるため、多機関が参加する事例勉強会を行います。



施策4 後見人等支援の充実

現状と課題

○親族後見人や市民後見人（社会貢献型後見人）が後見人等の受任後も安心して後見業務が行えるよう、個別相談を受け付けたり学習の機会を設けるなどのバックアップが必要です。

○超高齢社会がさらに進み成年後見制度の利用対象が増えることが見込まれる中、親族や弁護士などの専門職だけでなく、地域の身近な支援者である市民後見人（社会貢献型後見人）や法人後見団体などの担い手を育成する必要があります。

○意欲を持った市民後見人（社会貢献型後見人）が活躍できるよう、受任の方法や活躍の場の提供などを検討する必要があります。

○経済的な理由で成年後見制度を使えないことがないように、利用しやすい支援が必要です。

成果指標

後見人等を対象とした学習会、相談会等の実施回数

（設定理由：後見人等の学習、相談の機会の確保を表すため。）

現 状 値
（令和4年度）

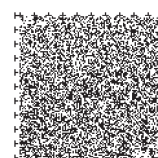
2回

目指す方向



目指すべき状態

本人の意思や状況に応じた多様な主体から後見人等が選任され、後見活動等を円滑に行っています。



主な取組

親族後見人・市民後見人(社会貢献型後見人)向け 学習会等の実施

成年後見支援センター

親族後見人や市民後見人（社会貢献型後見人）を対象に、後見活動や報告書の作成についての学習会、相談会等を実施します。

後見人、支援者等からの相談対応と支援

成年後見支援センター

- (1) 後見人等が後見活動をする中で判断に迷う場合やトラブルがあった場合などに、相談を受け助言をするなど支援を行います。
- (2) 後見人等からの相談で、複雑な課題などがあり専門的・多角的判断が必要な場合は、成年後見等支援検討会議につなぎます。また、不適正・不適切な事案については家庭裁判所に連絡します。

後見人等報酬助成

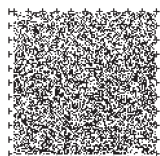
福祉推進課、障害福祉課
すこやか福祉センター
成年後見支援センター

経済的に後見人等の報酬費用を負担することが難しい方に対して助成を行う「成年後見人等報酬費用助成」を広く周知し、円滑で利用しやすい制度運営を目指します。

市民後見人(社会貢献型後見人)の育成・活用★

成年後見支援センター
福祉推進課

- (1) 本人と近い地域に住む方が、地域の支えあいという視点を持ちながら後見活動を行うことができる市民後見人（社会貢献型後見人）を育成し、後見人等の担い手として積極的に活躍の場をつくっていきます。
- (2) 市民後見人の活躍の場を増やすために、専門職後見人との複数後見や、専門職後見人から後見等を引き継ぐリレー受任などの検討を行います。

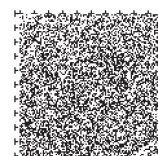


- (3) 後見活動に限らず、普及啓発の場面など、市民後見人の活動の経験を活かした活躍支援を行います。

★ 法人後見実施団体に対する支援

福祉推進課、障害福祉課
すこやか福祉センター
成年後見支援センター

被後見人が若い障害者であるなど後見活動が比較的長い期間見込まれる案件や、複数の課題を抱える案件などにも対応できる法人後見を推進するため、法人後見を実施する団体を支援します。



施策5 成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進

現状と課題

○「健康福祉に関する意識調査」では、「成年後見制度という言葉やしくみを知っている人」の割合は令和2年(2020年)には区民全体の34.7%でしたが、令和4年(2022年)には29.4%に低下しました。判断能力が低下し権利擁護支援が必要になったときに本人や家族がよりよい選択ができるよう、また判断能力が低下する前に自分らしい生活を送る準備ができるよう、成年後見制度や権利擁護支援について正しい理解を広げるために普及啓発を行う必要があります。

また、より多くの区民に制度の理解を深めてもらうため、普及啓発の方法について工夫をする必要があります。

○適切な権利擁護支援を行うために、関係者や区職員等も権利擁護支援サービス等について学ぶ必要があります。

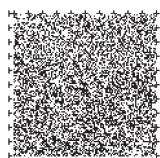
成果指標

「成年後見制度」という言葉やしくみを知っている人の割合
(設定理由：成年後見制度の認知度を計る指標であるため。)



目指すべき状態

区民一人ひとりが成年後見制度を十分に理解するとともに、権利擁護支援について知ること、自分や家族の判断能力が不十分になった場合でも、制度を利用して自分らしい生活ができています。



主な取組

成年後見制度・権利擁護支援の普及啓発★

福祉推進課
成年後見支援センター

- (1) 判断能力が十分ではなくなってきたときの自分の暮らし方について事前に考えていただくきっかけとして、エンディングノート等を活用したり、区民の会合等へ出向いて説明するなど、権利擁護について考える機会を作り成年後見制度や権利擁護支援サービス等の普及啓発を図ります。
- (2) 必要なサービスを必要なときに適切に利用できるようにするために、判断能力があるうちから準備しておくことが重要なので、任意後見制度や地域福祉権利擁護事業の普及啓発を実施します。
- (3) 成年後見制度や権利擁護サービスの普及啓発について効果的な方法の工夫を検討します。
- (4) 成年後見制度や権利擁護サービスをわかりやすく案内できるチラシやパンフレットを作成します。

知的障害者、精神障害者の家族に対する普及啓発

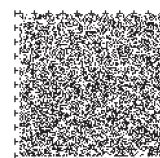
障害福祉課
すこやか福祉センター

- (1) 知的障害や精神障害のため本人の判断能力に不安がある家族に対して、将来の生活やいわゆる「親亡き後問題」について、様々な視点から考えられるようなきっかけとなる普及啓発を実施します。
- (2) 成年後見制度や権利擁護サービスをわかりやすく案内できるチラシやパンフレットを作成します。

支援者、専門職及び職員等を対象とした研修会の実施

福祉推進課
成年後見支援センター

- (1) 権利擁護支援に関わる地域の支援者や専門職の方に、区の実施している権利擁護サービスについて周知を図るための研修会を実施します。



(2) 成年後見制度の利用促進担当部署以外の職員を対象として成年後見制度や権利擁護に関する理解を促進する内容の研修を実施します。

「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」等を活用した医療機関、福祉及び介護関係者との共通理解・連携促進

福祉推進課、障害福祉課
すこやか福祉センター
成年後見支援センター

「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の学習会を行うなど、医療機関や施設、福祉及び介護関係者等と後見人等の職務や権利擁護支援について、共通理解に基づく連携を促進します。

